

夕張市森林活用機材貸出要綱

令和4年12月26日決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、森林を活用する地域人材の育成やその活動の推進、技術向上に資することを目的として、市が所有する森林活用機材（以下「機材」という。）を貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 機材を貸し出す対象は、夕張市民、市内在勤者、市内在校者、市内事業者その他市長が特に認める者とする。

(貸出対象機材)

第3条 貸出しを行う機材は、農林係が保管する機材のうち別表のとおりとする。

(貸出申請等)

第4条 機材の借受けを希望する者（以下「希望者」という。）は、あらかじめ機材の貸出しの予約を農林係に対して行わなければならない。ただし、予約が重複する場合は、先着順によるものとする。

2 希望者は、前項の予約を行った後、森林活用機材借用申請書（様式第1号）により、市長に申請するものとする。

3 前項の申請にあたっては、運転免許証その他希望者本人であることが確認できる書類の写しを申請書に添付するものとする。

(貸出決定等)

第5条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、機材を貸し出すものとする。この場合において、市長は、機材の貸出しに関し、必要な条件を付けることができる。

(1) 法令及び公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。

(2) 機材を破損又は著しく汚損させるおそれがあると認められるとき。

(3) その他市長が貸出しについて適当でないとして認めたとき。

(貸出期間等)

第6条 機材の貸出期間は、30日以内とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、貸出期間を延長することができる。

2 貸出し及び返却の場所及び時刻は、農林係が指定するものとする。

3 市長は、機材を借り受けた者（以下「借受者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、機材の貸出しを中止し、返却させることができる。

(1) 虚偽の申請内容により貸出しの承認を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 公用又は公共用に供する必要が生じたとき。

4 前項の規定により貸出しを取り消されたことで生じた借受者及び第三者の損害について、市長はこれを賠償する責を一切負わない。

(費用の負担)

第7条 機材の貸出しは、無料とする。ただし、機材の利用に必要な消耗品については借受者が用意するものとする。

(禁止事項)

第8条 借受者は、機材を貸出目的に反して使用し、又は次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 市域以外での使用
- (2) 第三者に対する転貸、譲渡、担保供与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が禁止する事項

(借受者の義務)

第9条 借受者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 貸出期間中、善良な管理者の注意をもって機材を管理すること。
- (2) 使用後の機材は必ず汚れを落とすこと。
- (3) その他市長が付した条件に従って機材を使用すること。

(機材の返却)

第10条 借受者は、貸出しを受けた機材の破損や異常等の有無を確認し、第6条に規定する貸出期間内に、指定された場所に森林活用機材利用報告書(様式第2号)を添えて返却しなければならない。

(機材の破損等)

第11条 借受者は、機材を破損、汚損又は紛失したときは、借受者の負担において修理し、又はその相当額をもって賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

(免責)

第12条 市長は、機材の誤った使用方法により生じた事故又は貸出中における機材の管理不備により生じた事故について、その責を一切負わない。

(庶務)

第13条 貸出等に関する庶務は、農林係において処理する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月26日から施行する。

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	名称	規格等	数量	備考
電動工具	ベルトサンダー		1	京セラ
器具	蒸留器(大)	容器容量 36 $\frac{リットル}{リ}$	1	黄河

※機材を購入するたびに更新します。

様式第1号（第4条関係）

森林活用機材借用申請書

年 月 日

夕張市長 様

森林活用機材を借用したいので、下記のとおり申し込みます。

申込者 連絡先	氏名/ 団体名・代表者名			
	住所・連絡先	〒		
		電話番号又はメールアドレス		
借用目的				
利用場所				
借用期間	年 月 日（ ）曜日から 年 月 日（ ）曜日まで			
借用機材	番号	借用機材名称（別表参照）	数量	
	1			
	2			
	3			
備考				

※機材の利用に必要な消耗品については、御自身で用意してください。

森林活用機材利用報告書

年 月 日

夕張市長 様

年 月 日に借り受けた森林活用機材について、次のとおり返却します。

利用者 連絡先	氏名/ 団体名・代表者名		
	住所・連絡先	〒	電話番号又はメールアドレス
返却日	年 月 日（ ）曜日		
借用機材 の状態	番号	借用機材名称	状態
	1		<input type="checkbox"/> 破損等なし <input type="checkbox"/> 破損等あり
	2		<input type="checkbox"/> 破損等なし <input type="checkbox"/> 破損等あり
	3		<input type="checkbox"/> 破損等なし <input type="checkbox"/> 破損等あり
その他	※森林活用機材の貸出しに関する御意見等がありましたら記入してください。		

※1 この報告書は、返却時に提出してください。

※2 紛失、破損した場合は、修理や購入に必要な額を請求することがあります。